

(24) 老人保護措置費に係る支弁額等の改定について

事 務 連 絡

令和 7 年 1 月 23 日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市財政担当課

} 御中

総務省自治財政局調整課

老人保護措置費に係る支弁額等の改定について

各地方公共団体における養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額（以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。）については、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において改定されているところです。

このことについて、厚生労働省老健局から「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和 7 年 1 月 23 日老高発 0123 第 1 号）（別添）が発出されています。

各地方公共団体におかれましては、同通知を参照の上、老人保護措置費に係る支弁額等を適切に改定いただくようお願いします。

各都道府県市区町村担当課におかれましては、管内市町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨をご連絡願います。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本事務連絡についての情報提供を行っていることを申し添えます。

（別添）略（令和 7 年 1 月 23 日老高発 0123 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）

※このマニュアル次ページ以降に掲載

(25) 老人保護措置費に係る支弁額等の改定について

老高発 0123 第 1 号
令和 7 年 1 月 23 日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)

老人保護措置費に係る支弁額等の改定について

各地方自治体における養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額（以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。）については、「老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124001 号）及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530003 号）において示した「老人保護措置費支弁基準」、「費用徴収基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を踏まえ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各地方自治体において改定されているところであるが、令和 6 年度補正予算による介護人材確保・職場環境改善等事業等を踏まえ、支弁額等の改定並びに養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について、以下のとおり通知する。都道府県においては、老人保護措置費に係る支弁額等の改定について、管内市町村に対して、周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言であることを申し添える。

1 養護老人ホーム等の人材確保・職場環境改善等に向けた対応について

今般、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）において、「足元の人材確保の課題に対応する観点から、令和 6 年度報酬改定において講じた医療・介護・障害福祉分野の職員の処遇を改善するための措置を確実に届け、賃上げを実現するとともに、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援する」とされたところである。

昨年、12 月 17 日に成立した令和 6 年度補正予算では、介護人材確保・職場環境改善等事業により、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助することとしている。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員は当該事業の対象ではない

が、業務内容は介護職員と類似していることから、同様に職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要であるため、各地方自治体においても、老人保護措置費に係る支弁額等の改定をお願いする。

なお、この改定に伴い必要となる経費については、令和7年度の地方交付税で措置することとされている。

また、令和6年度補正予算の「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」や、令和7年度予算案の地域医療介護総合確保基金による「介護テクノロジー導入支援事業」については、新たに養護老人ホーム及び軽費老人ホームも助成対象とする予定であることから、生産性向上による働きやすい職場環境の実現の推進に向けて、積極的な活用を図られたい。

2 養護老人ホーム等の適切な運営について

養護老人ホーム及び軽費老人ホームがその役割を十分に果たしていくためには、地方財政による支援が不可欠であることから、継続的かつ適時適切な財政支援の実施をお願いする。

また、養護老人ホームの措置状況について、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあることから、各市町村の関係部（局）や地域包括支援センター、介護支援専門員、民生委員等の関係機関へ措置制度の周知や連携も行った上で、入所措置すべき者の適切な把握を行うとともに、管外に所在する養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、措置を必要とする者に対する措置制度の適切な活用をお願いする。

3 「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査」の結果について

令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定状況については、「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査について」（令和6年4月22日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）により実施したところであり、その結果は別紙のとおりであるが、昨年度に引き続き、処遇改善等について「実施の予定がない」という回答や、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定について「消費税率8%から10%引上げ分のみ実施（5%から8%は未実施）」といった回答が一定数あったところである。

については、昨年度も依頼しているところであるが、このような回答をされた自治体におかれては、管内の養護老人ホーム又は軽費老人ホームの経営実態や、介護サービスに従事する職員との処遇の違い等の状況を十分考慮した上、支弁額等の改定の必要性を判断いただくようお願いする。

特に、軽費老人ホームの利用料のうち、消費税率の引上げに伴う改定について未実施（消費税率5%から8%引上げ分のみ実施、消費税率8%から10%引上げ分のみ実施も含む）の都道府県等におかれては、早急にご対応いただくことをお願いする。

なお、各地方自治体の老人保護措置費に係る支弁額等の改定状況については、今後、厚生労働省のホームページ等で公表することも検討しているので、予め、ご承知願いたい。

また、都道府県におかれては、管内市町村の状況を把握するとともに、市町村担当者に対する説明会等の開催や個別の助言を行うなど、管内市町村の適切な支弁額等の改定に向けた支援を図られたい。特に、担当者の体制が限られている小規模な市町村等に対しては、より丁寧な対応をお願いする。

加えて、令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応、厚生労働省より個別に通知等を発出し依頼した内容に基づく改定ではない、社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体独自の改定の実施については、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた取組の促進について」（令和6年11月22日老高発1122第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）にて依頼を行っているが、これらについても引き続き対応をお願いする。

4 その他

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営や、これまでも依頼している処遇改善等の改定に伴う所要の経費については、引き続き地方交付税措置されているので、各地方自治体においては福祉部（局）のみならず、財政部（局）にも共有をお願いする。

また、養護老人ホームに係る地方交付税の算定に際しては、これまでも養護老人ホームの当該年度の4月1日時点の被措置者数に応じた補正を講じているところである。

別紙

養護老人ホーム、軽費老人ホームに関する実態把握調査の結果について

※令和7年1月20日時点の集計

養護老人ホーム

管内に施設が所在または広域連合等により運営している796市町村の回答を集計

軽費老人ホーム

利用料等を定める128自治体（都道府県・指定都市・中核市）の回答を集計

1 令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善

養護老人ホーム

	令和6年度調査	参考：令和5年度調査
支弁額等の改定実施済み	636 市町村（79.9%）	569 市町村（75.8%）
支弁額等の改定を実施する見込み	15 市町村（1.9%）	30 市町村（4.0%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	13 市町村（1.6%）	54 市町村（7.2%）
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	122 市町村（15.3%）	75 市町村（10.0%）
当該項目未回答	10 市町村（1.3%）	23 市町村（3.1%）

軽費老人ホーム

	令和6年度調査	参考：令和5年度調査
利用料等の改定実施済み	121 自治体（94.5%）	123 自治体（96.1%）
利用料等の改定を実施する見込み	0 自治体（0.0%）	0 自治体（0.0%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	5 自治体（3.9%）	2 自治体（1.6%）
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	2 自治体（1.6%）	2 自治体（1.6%）
当該項目未回答	0 自治体（0.0%）	1 自治体（0.8%）

2 消費税率の引上げに伴う改定

養護老人ホーム

	令和6年度調査	参考：令和5年度調査
支弁額等の改定実施済み	681 市町村 (85.6%)	589 市町村 (78.4%)
支弁額等の改定を実施する見込み	14 市町村 (1.8%)	18 市町村 (2.4%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	7 市町村 (0.9%)	21 市町村 (2.8%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	84 市町村 (10.6%)	92 市町村 (12.3%)
当該項目未回答	10 市町村 (1.3%)	31 市町村 (4.1%)

(改定実施済みと回答した自治体の対応状況)

	令和6年度調査	参考：令和5年度調査
消費税率5→8%引上げ分のみ実施（8→10%は未実施）	9 市町村 (1.3%)	15 市町村 (2.5%)
消費税率8→10%引上げ分のみ実施（5→8%は未実施）	140 市町村 (20.6%)	191 市町村 (32.4%)
消費税率5→10%（5→8→10%）引上げ分を実施	528 市町村 (77.5%)	379 市町村 (62.3%)
当該項目未回答	4 市町村 (0.6%)	4 市町村 (0.7%)

軽費老人ホーム

	令和 6 年度調査	参考：令和 5 年度調査
利用料等の改定実施済み	117 自治体 (91.4%)	116 自治体 (90.6%)
利用料等の改定を実施する見込み	1 自治体 (0.8%)	1 自治体 (0.8%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	2 自治体 (1.6%)	3 自治体 (2.3%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	8 自治体 (6.3%)	7 自治体 (5.5%)
当該項目未回答	0 自治体 (0.0%)	1 自治体 (0.8%)

(改定実施済みと回答した自治体の対応状況)

	令和 6 年度調査	参考：令和 5 年度調査
消費税率 5 → 8 % 引上げ分のみ実施 (8 → 10% は未実施)	2 自治体 (1.7%)	1 自治体 (0.9%)
消費税率 8 → 10% 引上げ分のみ実施 (5 → 8 % は未実施)	24 自治体 (20.5%)	53 自治体 (45.7%)
消費税率 5 → 10% (5 → 8 → 10%) 引上げ分を実施	91 自治体 (77.8%)	61 自治体 (52.6%)
当該項目未回答	0 自治体 (0.0%)	1 自治体 (0.9%)

3 令和6年度介護報酬改定等を踏まえた対応

処遇改善分

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	47 市町村 (5.9%)	22 自治体 (17.2%)
支弁額等の改定を実施する見込み	314 市町村 (39.4%)	63 自治体 (49.2%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	47 市町村 (5.9%)	4 自治体 (3.1%)
支弁額等の改定等について検討・調整中	319 市町村 (40.1%)	34 自治体 (26.6%)
支弁額等の改定予定なし	58 市町村 (7.3%)	5 自治体 (3.9%)
当該項目未回答	11 市町村 (1.4%)	0 自治体 (0.0%)

その他分

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	65 市町村 (8.2%)	11 自治体 (8.6%)
支弁額等の改定を実施する見込み	253 市町村 (31.8%)	52 自治体 (40.6%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	50 市町村 (6.3%)	3 自治体 (2.3%)
支弁額等の改定等について検討・調整中	336 市町村 (42.2%)	50 自治体 (39.1%)
支弁額等の改定予定なし	81 市町村 (10.2%)	11 自治体 (8.6%)
当該項目未回答	11 市町村 (1.4%)	0 自治体 (0.0%)

基準費用額引き上げ（60 円／1 日）

	養護老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	26 市町村（3.3%）
支弁額等の改定を実施する見込み	342 市町村（43.0%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	15 市町村（1.9%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	320 市町村（40.2%）
支弁額等の改定予定なし	80 市町村（10.1%）
当該項目未回答	13 市町村（1.6%）

4 地方自治体独自の改定

事務費

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
改定を実施していない	500 市町村（62.8%）	87 自治体（68.0%）
改定を実施している	83 市町村（10.4%）	22 自治体（17.2%）
厚生労働省が示した基準は用いず、当時より独自の基準にて実施	25 市町村（3.1%）	5 自治体（3.9%）
不明	88 市町村（11.1%）	11 自治体（8.6%）
当該項目未回答	100 市町村（12.6%）	3 自治体（2.3%）

生活費

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
改定を実施していない	299 市町村 (37.6%)	91 自治体 (71.1%)
改定を実施している	51 市町村 (6.4%)	15 自治体 (11.7%)
厚生労働省が示した基準は用い ず、当時より独自の基準にて実施	9 市町村 (1.1%)	6 自治体 (4.7%)
不明	42 市町村 (5.3%)	12 自治体 (9.4%)
当該項目未回答	395 市町村 (49.6%)	4 自治体 (3.1%)